

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート!～

6月号 Vol.65

今月の SMILE

お盆には帰れるかなあー

まいど おおきに!

5月25日の北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉の5都道府県の緊急事態宣言解除の発表により、ついに緊急事態宣言が全面解除となりました。

海外の日本への評価の中には、これまでの日本の対策が、個人情報を追跡&トレースをしているわけでもなく、都市を封鎖にしても強権的なことを行ったわけでもなく、ひたすらお願いベースで自粛を要請する程度で、なぜここまで押さえ込めたのか?、と不思議がっているのが見受けられます。まさにジャパンミラクルですね!

そしてその原因については、いろいろな要因が挙げられています、曰く、日本は、こまめに手洗いうがいをする、キスカハグをあまりしない、部屋の中では靴をぬぐ、BCGを打っている、日本語はしゃべっているときに飛沫が少ない、呼びかけに対して協力的である、などなど。これらのどのひとつひとつも頷けます。

しかしこれから心配なのことは、衛生面もさることながら経済です。緊急事態宣言期間中は、経済活動のほとんどが停止していました。これからその回復へ向けて、収縮してしまった経済のパイを大きくしていかなければなりません。先日の日本のTVニュースで、飲食店の方が、全面解除後、再びお客さんが戻ってくれることを願いながら、テーブルをひとつひとつ消毒液で丁寧に拭いている姿が紹介されていました。コロナの前でも後でも、このようなひとつひとつの動作にも心をこめるしていくことが、経済回復の第1歩となり、そして経済でもジャパンミラクルにつながると思います!

さてこの原稿を書いている時点の上海の状況としては、日本との間の航空便は、いまだに週一便で、しかもひとたび、日本へ帰ったら、居留証があっても中国への再入国ができません。ですから日本に出張することがほとんどできない状況が続いています。そのため上海の駐在員さんの関心事は、いつから日本出張やホームリブができるのか?、ということではないでしょうか。もう5月も終わる、しばらく帰っていないなあ。6月、まだ無理かな? 7月はなんとかかなあ、でもチケットが高そうだなあ。最悪、お盆には帰りたいなあー。何とかお盆には帰らせて(悲鳴)!!!

今月も、そしてこのようなコロナの中にあっても、なお笑顔(スマイル)でスタートしましょう!





中国輸出、4月は予想に反し増加 輸入急減し対米黒字は拡大

5月7日、中国税関総署が発表した貿易統計によると、4月の輸出は、ドル建てで前年比3.5%増と、大幅な減少を見込んだ市場予想に反して増加した。

増加は昨年12月以降で初めて。市場では15.7%の減少が予想されていた。3月は6.6%減だった。

ただ輸入は2ケタの減少を記録しており、世界経済が縮小する中、今後の見通しは厳しいとの見方が出ている。

一部のエコノミストは、輸出の増加について、新型コロナウイルスの感染拡大で操業を停止していた国内工場の操業再開が寄与した可能性があると指摘。

Hwabao Trustのエコノミスト、Nie Wen氏は、一部の海外諸国では操業停止が続いており、5月の輸出も予想を上回る可能性があるとした上で、「外需の低迷を特に懸念している。外需低迷の影響が本格的に感じられるのは、海外の工場の操業再開後だろう」と述べた。

オックスフォード・エコノミクスのLouis Kuijs氏はレポートで「輸出業者が第1・四半期の供給制限による落ち込みを埋め合わせようとしたことが、4月の輸出を押し上げた可能性がある」と分析した。

そのうえで「購買担当者景気指数(PMI)の新規輸出受注は軟調で、中国の主要貿易相手国が景気後退(リセッション)に陥る中で、短期的に輸出はかなりの低迷が見込まれる。ただ、下期には需要は世界的に回復すると予想している」との見方を示した。

<輸入は急減>

輸入は14.2%減と、2016年1月以来の大幅な縮小を記録し、市場予想(11.2%減)以上に落ち込んだ。3月は0.9%減だった。

内需低迷やコモディティ価格下落に加え、国外で企業が操業を一時停止し、サプライチェーンが混乱したことが輸入に影響を及ぼした。

貿易収支は453億4千万ドルの黒字。市場予想は63億5千万ドルの黒字、3月は199億3千万ドルの黒字だった。

4月の輸出は人民元建てでは前年比8.2%増加。輸入は10.2%減少した。

税関のデータに基づくロイターの算出によると、貿易収支は3千181億5千万ドルの黒字となった。

1-4月の輸出は前年同期比6.4%、輸入は3.2%、それぞれ減少した。

エコノミストの間では、短期的な貿易見通しを下方修正する向きが多く、米中の対立再燃を警戒する声も出ている。

ノムラは貿易統計発表前のレポートで、第2・四半期の輸出を前年比30.0%減と予想。第2・四半期の実質国内総生産(GDP)が前年比0.5%減になるとの見通しを示した。

トランプ米大統領は5月6日、中国が1月に署名した第1段階の貿易合意を順守しない可能性があるとし、今後1-2週間中に中国が順守するか明らかにできると語った。

<対米貿易黒字は拡大>

税関のデータに基づくロイターの算出によると、4月の対米貿易黒字は228億7千万ドルと、3月の153億3千万ドルから大幅に拡大した。

1-4月の対米貿易黒字は636億8千万ドル。

当局者によると、トランプ政権は、新型コロナウイルス感染拡大に対する中国の対応を巡り、新たな対中関税措置を検討すると同時に、世界の産業供給網から中国を排除する取り組みを加速させている。

4月のCPIは前月比引き続き下落、前年同期比上昇幅はさらに反落

4月、国内の新型コロナウイルスの疫病状況の予防と抑制は、良好な態勢に向かって更に強化され、生産と生活の秩序は加速して回復してきた。前月比では、CPIは0.9%減少し、前月より0.3ポイント縮小した。食品価格が3.0%下落し、CPIの継続的な低下をけん引する要因となった。食品の中では、天気が暖かくなり、新鮮な野菜の供給量が増え、価格は8.0%下落し、下幅が4.2%ポイント縮小した。豚の生産能力は回復を加速して、豚肉の供給は引き続き増加し、価格は7.6%下落し、下落幅は0.7ポイント拡大した。果物と卵の供給は十分で、価格はいずれも2.2%下落した。非食品価格は

0.2%下落し、0.2%縮小し、CPIの下落には0.17ポイントの影響を及ぼした。非食品の中で、国際原油価格の変動の影響で、ガソリン、ディーゼルオイル、液化石油ガスの価格はそれぞれ7.5%、8.2%と3.7%下落した。生産の再開が加速し、旅行の需要が増加し、航空券の価格は5.6%上昇した。一方、PPI前月比、前年比ともに減少幅が拡大した。

4月には、疫病の影響や国際的な大口商品の価格の下落が続いているなどの影響で、国内工業品の価格は引き続き下落している。前月比でPPIは1.3%減少し、前月より0.3ポイント拡大した。このうち、生産資料の価格は1.8%下落し、下げ幅は0.6ポイント拡大した。生活資料の価格は0.1%下落し、下げ幅は0.1ポイント縮小した。

調査した40件の工業業界の大部分から見ると、価格が下がったのは30件で、上昇したのは8件で、フラットなのは2件であった。国際原油価格の大幅な下落を受けて、石油関連の業界の製品価格の下落幅は引き続き拡大している。このうち、石油と天然ガスの採掘業の価格は35.7%下落し、18.7ポイント拡大した。石油、石炭およびその他の燃料加工業の価格は9.0%下落し、1.2ポイント拡大した。化学原料と化学製品の製造業の価格は3.0%下落し、1.6ポイント拡大した。

上記3つの業界の合計はPPIが約0.76ポイント低下し、PPI全体の下落幅の6割近くを占めている。鋼材や非鉄金属などの業界製品の価格は下落幅が狭くなっている。その中で、非鉄金属製錬と圧延工業価格は2.2%下落し、1.3%縮小した。黒色金属製錬と圧延加工工業価格は1.6%下落し、0.3%縮小した。石炭の採掘の価格は値上がりから値下がりになり、2.3%下落した。医薬品製造業の価格は平価から0.3%上昇した。

法務情報

新型コロナウイルスの影響下の労働争議案件の取扱いに関するガイダンスに関する上海高院の意見について

2020年5月6日に、上海市の第一、第二の中級人民法院と各区の人民法院、及び各区の人力資源及び社会保障局が、「新型コロナウイルスの影響下の労働争議案件の取扱いに関するガイダンスに関する上海高院の意見について」(沪高法2020(203号))(以下、本意見とする)を発表しました。新型コロナウイルスの影響により、会社と労働者との間での争議が増える、又は今後さらに増えることが予想される中で、関係部署が連名で、このようなガイダンスを発表したことは注目に値するものと思います。そこで今月号と来月号で、この本意見について取り上げたいと思います。

本意見の冒頭では、この意見の目的を述べています。すなわち、「党中央委員会、国務院、最高人民法院、人社部、市委員会、及び市政府の新型コロナウイルスの感染の流行防止に関連する部署が、企業が雇用を安定的に維持するという目標を達成するよう努力し、新型コロナウイルス流行期間中の労働争議紛争を適切に解決するために、統一的な裁定と法執行、そして現在の新型コロナウイルスの影響による労働争議の取扱いについて、以下の意見を提唱するものである」としています。

そして本意見は、下記の9項目の構成になっています。

1. 感染流行下における労働争議案件の処理の基本原則について
 2. 労働争議における多元的共同統治の促進と調停を増やすことに関する問題について
 3. 労働者の残業代の支払い方法など、中国の旧正月の延長3日間について、事業主の出勤の求めに応じない場合や残業代の問題について
 4. 感染流行の影響を受けて生産が労働者の賃金の支払い対象期間の一周期間を超えて停止した場合に、当該一周期間を超えた停止期間の賃金の支払いに関する問題について
 5. 労働契約の解除及び経済補償金の支払いに関する問題について
 6. 感染流行の影響を受けている雇用主による従業員の職位の調整や給与の減額が、労働契約の変更に該当するか否かの問題について
 7. 労働契約が隔離期間中に満了したときに労働契約を終了できるかどうかの質問について
 8. 「共同雇用」の法的関係について
 9. 感染流行状況の影響を受ける仲裁の制限と提訴期間の計算方法に関する質問について
- そこで、今月号では、第1項及び第2項についてみていきましょう。

第1項「感染流行下における労働争議案件の処理の基本原則について」

新型コロナのパンデミックの影響により、労働争議の案件数は多くなることが予想されるので、これら多くの案件を処理するためには、基本原則を定めることが必要となります。そこで第1項では、処理にあたっての4つの基本原則を紹介しています。

① 企業と労働者が、協議を通じて一致点を探し求めるという原則を堅持すること。

② バランスの取れた保護の原則を堅持すること。

案件の取り扱いには、労働者の法的権利及び権益と企業の安定的な発展の促進とを、常に平等に保護するという原則を実行しなければなりません。労働者の基本的な生活と雇用の確保に注意を払うとともに、企業の存続と発展のための条件を整備することも必要です。

③ 安定した労働契約関係の原則を堅持すること。

労働契約解除の争議に対して、法院は、企業が安定することを支援し、雇用と企業が安定することを保証する政策を実行し、分別のある取扱いを追究しつつ、感染流行期間中という特殊な状況を十分に考慮します。一方、法院は、労働契約の履行の継続可能性を吟味し、一般的に労働契約の停止を支持するものではありません。

④ 労働契約を協力的に履行することを促進する原則を堅持すること。

感染流行により労働契約の履行に影響を受ける場合に、両当事者は、勤務時間、勤務場所、勤務方法、および労働契約の継続的な履行を促進するためのその他の方法を調整して、交渉により労働契約条件を変更するような方向にもっていくことが必要であると考えています。

第2項「労働争議における多元的共同統治の促進と調停を増やすことに関する問題について」

この項では、あらゆるレベルの裁判所および仲裁機関は、あらゆるレベルの労働組合、司法局、および調停組織と積極的に協力し、意思疎通を図りながら、かつ常時感染予防に務めながら、効果的な解決のための作業メカニズムを確立し、改善する必要があることを述べられています。

また紛争の当事者に対し、協議、調停などを通じて、紛争を解決するように奨励および指導し、複数の共同統治および訴訟統治メカニズムの構築の促進を求めています。

そして集団的かつ突発的であって特に注意を要する紛争については、法院は、複数紛争解決メカニズムの役割を効果的に果たし、複数紛争解決メカニズムを優先的に進めるようにします。そして仲裁や訴訟を申請があった案件については、調停を優先するという原則を実行して最初にまず調停を行います。軋轢や紛争を適切に解決するために、調停の取り組みをできるだけ増やすことを方針として挙げています。

続きは来月号で紹介します。



社会保険料の段階的減免措置の延長について

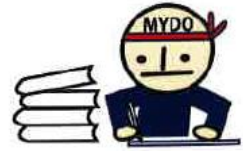
第十三届全国人民代表大会第三次会議の中で、国務院李克強総理が、本年 2 月に発表した新型コロナウイルスの影響への対策として、企業の社会保険料負担を一定期間軽減するなどの方針について、当初の減免期間の 2 月から 6 月までを、本年末までに延長することを決定したことを発表しました。ただし、今回の減免期間を延長できる企業は、中小・零細企業に対してであり、大企業には適用できないことをご留意ください。

(*1) 中小・零細企業及び大企業の区別基準は、「中小企業の認定基準に関する通知」に基づきます(下記参照)。

中小・零細企業と大企業の区分基準

営業収入、資産総額単位：万元

業種	指標	中小・零細企業	大企業
農、林、牧、漁業	営業収入 (Y)	$Y < 20000$	$Y \geq 20000$
工業	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 40000$	$Y \geq 40000$
建築業	営業収入 (Y)	$Y < 80000$ 又は	$Y \geq 80000$
	資産総額 (Z)	$Z < 80000$	$Z \geq 80000$
卸売業	従業員数 (X)	$X < 200$ 又は	$X \geq 200$
	営業収入 (Y)	$Y < 40000$	$Y \geq 40000$
小売業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 20000$	$Y \geq 20000$
交通運輸業	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 30000$	$Y \geq 30000$
倉庫業	従業員数 (X)	$X < 200$ 又は	$X \geq 200$
	営業収入 (Y)	$Y < 30000$	$Y \geq 30000$
郵便業	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 30000$	$Y \geq 30000$
宿泊業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 10000$	$Y \geq 10000$
飲食業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 10000$	$Y \geq 10000$
情報通信業	従業員数 (X)	$X < 2000$ 又は	$X \geq 2000$
	営業収入 (Y)	$Y < 100000$	$Y \geq 100000$
ソフトウェア及び情報技術サービス業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 10000$	$Y \geq 10000$
不動産開発経営	営業収入 (Y)	$Y < 200000$ 又は	$Y \geq 200000$
	資産総額 (Z)	$Z < 10000$	$Z \geq 10000$
物業管理	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 5000$	$Y \geq 5000$
賃貸及び商務サービス業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	資産総額 (Z)	$Z < 120000$	$Z \geq 120000$
その他の業種	従業員数 (X)	$X < 300$	$X \geq 300$



有料道路通行料金の増値税電子普通発票の発行について

今般、交通運輸部、国家税務総局は「有料道路通行料金の増値税電子普通発票の発行に関する事項の公告」(交通運輸部公告 2020 年第 17 号)を公布しました。本公告は、2020 年 4 月 1 日より実施されます。主な内容は、以下の通りです。

1、通行料金電子発票の発行対象

ETC カードの申請手続きを完了している利用者が発行対象となる。

ETC カード未申請の場合は、従来通りに通行料金を支払いし、領収書を取得することが可能となる。

2、通行料金電子発票の発行プロセス

① 発票サービスプラットフォームのウェブサイト www.txffp.com 、
又は「票根」APP にてアカウントを登録する



② ETC カード申請時の関連情報を記入し、ETC カードを紐づける



③ 発票サービスプラットフォームにログインし、発票の発行に必要なチャージ・消費取引記録
を選択し、通行料金の電子発票の生成を申請する

3、通行料金電子発票の発行に関する規定

- ① 通行料金電子発票は、「徴税発票」と「非徴税発票」に分類される。
- ② 後払いの ETC 料金について、経営性有料道路の料金に対し、発票サービスプラットフォームで有料道路運営管理会社が発行する徴税発票を取得する。政府貸付返済有料道路の費用に対しては、発票サービスプラットフォームで暫定的に ETC サービス機構が発行する非徴税発票を取得する。
- ③ 前払いの ETC 料金については、チャージ後に発票を申請すること、または実際に通行料金が発生した後に発票を申請することも自ら選択できる。

4、通行料金電子発票に関するその他規定

- ① 増値税一般納税者が通行料金電子発票の仕入控除を申告する際、「増値税納税申告表添付資料(二)」(当期仕入税額明細)の「認証一致する増値税専用発票」欄に記入する。
- ② 企業と個人は全国増値税発票検索・検証プラットフォームを通じて、通行料金電子発票の情報を確認することができる。





ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 61 回 : 「悩み・不安」の穴にはまったら、「どん底の落ちどころ」を見つけましょう！
そこが、「悩み・不安」の“解決どころ！”です！！

今回で 61 回目。・・・ということは、この「まいどニュースレター」に投稿し始めて 5 年が過ぎたこととなります。今は、拙著「目からウロコのビジネスヒント」の項目に沿って、話を掲載させていただいておりますが、ちょうど今、まさに世界中が“新型コロナウイルスの感染”の「悩み・不安」の穴にはまっています。

今こそ、タイムリーな今回のテーマを、じっくりと味わってください。

今回のタイトルのように、もしあなたが「悩み・不安」の世界に入ったら、そこから“早く出たい！”と思うのは当たり前の事ですね。しかし、落ち込んだ穴が、すぐに出られる程度の“小さな穴”なら、解決も早いのですが、もし、“大きく、深い穴”ならば、そう簡単には這い上がれません！

そんな時、“早く出たい！”と思うのは当たり前の事。しかしその想いは、「焦り」や「あがき」を生んで、一層深みにはまりかねません。まさに、逆効果！・・・を生むことでしょう。わたしは、過去の人生で“チョコチョコ”修羅場を経験したものですから、自分の経験に基づいて、ちょっとアドバイス！

- ① まず、絶対“焦らないこと！”・・・と言っても、“焦る”でしょ！それは、“早く出たい！”との思いが強すぎるからです。
- ② “早く出たい！”という強い想いを、いったん諦めることです。・・・と言っても、諦められるものではないですよ！
- ③ そこで、「大きく息を吸って・・・、大きく吐いて・・・」を二～三度繰り返してください。この行為は、「穴を出る」ことを諦めるのではなく、「穴を“早く”出ること」を諦めるのです。つまり、「自分に、少し考える時間を貸してあげる」だけの事なのです。
- ④ そこで、“自分に”どんな時間を貸す(与える)かが問題となります。“考える時間”を与えるのです。この時、大事なことは、まず、「最悪の事態」を考えることです。(人間、悲観的に考えるのは、得意ですから)。つまり、「どん底」の事をいったん想定し、「観念する」とか「腹をくくる！」とかの“心構え”をするんです。
- ⑤ そうしてみると、目の前の「どん底」状況なんて、「生きる」や「死ぬ」の“大騒ぎ”をするほどの深刻な問題ではないことに気付くのです。
- ⑥ 「どん底」が見えさえすれば、もう、あなたは大丈夫！！だって、もうそれ以上、落ち込むことはないんですから・・・。つまり、あなたは、あらたな「安心の世界」に入り始めたのです。やったあ～～！！そこが、あなたの「悩み・不安」の“解決どころ！”なんです！！
- ⑦ ここから心穏やかに、じっくり、一つ一つ解決点を見出していきましょう。

以上の事は、誰にでもできる、簡単なことなのですが、その簡単な“腹ぐり”が(できるのに)できない人たちは、やる前に、「私にはできない！」「立ち直れない！！」と、自分で勝手に決めてしまう人たちなのです。

「必ずできる！」・・・まずは、「自分にでもできる！」と、“自分を信じる”ことから始めてください。だって、「信じる者は、救われる！」・・・というでしょ！今まさに、「コロナに負けない！」と信じて、みんなで前に進みましょう！

また、なかなかコロナ感染の広がりが収まらない今、「コロナウイルス」に効く特效薬の開発を望んでやみません。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>